

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント

②施設・事業所情報

名称：碧南市立日進保育園	種別：保育所	
代表者氏名：杉浦 淳子	定員（利用人数）：160名（148名）	
所在地：愛知県碧南市伏見町1丁目66番地		
TEL：0566-41-0091		
ホームページ： https://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/fukushi_kodomo/kodomo/hoikuen/nisshin/index.html		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和30年7月15日		
経営法人・設置主体（法人名等）：碧南市		
職員数	常勤職員：16名	非常勤職員：12名
専門職員	（専門職の名称）名	
	保育士 22名	調理師 1名
	子育て支援員 1名	
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	保育室：9 遊戯室：1 乳児室：0 調乳室：0 沐浴室：1 調理室：1 医務室：1 職員室：1 休憩室：1	倉庫：4 便所：6 砂場：2 プール：1 ジャングルジム：1 ブランコ：1 鉄棒：1 雲梯：1 アスレチック：1

③理念・基本方針

<p>（理念）</p> <p>子どもの人権や主体性を尊重し、最善の利益を考慮し、保護者や地域と力を合わせ、その福祉を積極的に増進する。あわせて地域における子育て支援を行う。</p> <p>（基本方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員相互の和を図り、信頼と協力により、心豊かな保育に努める。 ・保育者は全ての子どもに関り、良い手本であることを自覚し、保育にあたる。 ・健康、安全で情緒の安定した生活が出来るような環境を整える。 ・一人一人の子どもを把握し、意欲的、自発的、創造的に取り組めるように援助していく。 ・保護者や地域との連携を大切にし、幼児の健康な心身の発達を図る。 ・人間性豊かな保育者となるために、幅広い教養と専門知識を深める。

④施設・事業所の特徴的な取組

(保育園の概況)

・保育園は碧南市の東部に位置し、閑静な住宅地の中にある。昭和30年に開設され、66年余りの歴史を有し、この地区唯一の保育園である。こもりとした木々に囲まれた神社が隣接し、四季の移ろいを間近で感じたり、散歩を通して木の葉や木の実を集め遊びに活かせる環境にある。また、今年度近くに芝が張り巡らされた公園もでき、人気のある散歩コースの一つとなっている。一時保育の実施により、地区外からの利用者もある。

・ブラジル、ペルー、中国、ベトナム、フィリピンなど外国籍の子どもの入所が多く、言葉や生活習慣などに配慮しながら、通訳の協力や翻訳機、ルビ付き文書などを用いて対応をしている。

(保育サービスの実施状況)

・2歳児から5歳児の保育を実施し、開所時間は7時30分から18時である。

・一時保育（プチ保育）の実施。対象は、離乳食完了児童から就学前の児童。開所時間は7時30分から18時で、定員は10名である。

・園庭開放の実施。就学前の子どもと保護者を対象とし、毎週火曜日・木曜日で、開放時間は10:00から11:30である。

(地域との繋がりや触れ合いを取り入れた保育)

・地域の老人会が世話しているふれあい農園や農業体験施設”農業活性化センターあおいパーク”で、玉ねぎやじゃが芋、サツマイモ、大根などの収穫体験などをして本物に触れる機会を大切にしている。また、花農家のアドバイスや手助けを受けて、花育も心がけている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年 7月 21日（契約日）～ 令和4年 3月 31日（評価決定日）
受審回数 （前回の受審時期）	3回 （平成 20年度、平成 28年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

(管理者のリーダーシップが発揮)

・基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組み、人材の育成など施設長自ら積極的に取り組んだり、主任保育士と連携を図り取り組んでいる。また、会議や保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行っている。

・「心身ともに健康で、よく遊ぶ子ども」を掲げ、継続的な保育実践を通して、施設長自ら保育士の資質や保育力を高めるためにモデリングを示しながら指導力を発揮している。また、「より質の高い保育を目指して」を本園の研究テーマとして掲げ保育の内容を高めるようにしている。

(子どもが主体的に活動できる環境の整備や子どもの生活と遊びを豊かにする保育の展開)

・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、好きな遊びができるコーナーや自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、子ども同士で協同して遊びを造ったり進めて行く機会が提供されている。当番活動なども年齢に応じて子どもが役割を果たせるような取り組みが行われている。

- ・自然発生的に異年齢で遊んだり、遊びや生活を通して意図的に異年齢で交流できるような環境や保育の内容を設定し、異年齢の関わりを大切にしている取り組みをしている。
- ・戸外や室内で遊ぶ空間も確保され、子ども自ら進んで身体を動かして遊んだり、様々な遊具や用具を使った遊びを楽しむ環境が整えられている。木製の大型遊具での遊びは冒険心をくすぐる人気の遊び場となっている。
- ・園庭には、樹齢を重ねた桜やどんぐりの樹、四季を感じる花壇があり、保育園に居ながらにして四季の変化を感じ取れる環境にある。かぶと虫やザリガニ、メダカなどの飼育や、草花や野菜の栽培などを通して生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。また、食育計画を基に、夏野菜などを収穫し、皮を剥くなどの体験をして、給食に取り入れた保育に取り組んでいる。
- ・公民館祭りに園児の作品を展示したり、老人会とふれあい農園を介して収穫体験をしたり、七夕会に招いて歌やゲームなど遊びや食事会など交流を広げる取り組みをしている。また、消防署の見学やバスを利用して水族館や交通公園へ行ったり、農業収穫体験施設で大根や人参の収穫体験をするなど、公共の場での交流や地域の人々と積極的に関わられるようにしている。
- ・小学校とは、5年生との遊びの交流や小学校見学などを通して交流を図るようにしている。コロナ禍においては、リモートで交流を図っている。

(特別支援を要する子どもについての個別指導計画)

- ・気になる子や特別支援を要する子どもについては個別指導計画を立て個別記録を取り、ケース検討をして共有を図り、子どもの状況に応じた保育をしている。また、言語聴覚士や作業療法士の訪問や指導、助言も受けている。保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、子どもの状況や発達課題等についての情報を共有し認識の相違がないように努めている。専門機関や医療機関、保育所訪問指導などの紹介をしたり、保護者に同意を得て専門機関への同行もしている。生活場面では、表示を分かりやすくしたり生活や活動への見通しが持てるような配慮に努めている。

◇改善を求められる点

(中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定)

- ・理念や基本方針の実現に向け、修繕や備品などの環境の充実、保育の質の向上や今後の見通しについての中・長期計画を策定し、必要に応じて職員へ周知している。事業の進捗状況は明示されているが、収支の裏付けはされていない。
- ・中・長期計画は、保育の更なる充実や課題解決、地域ニーズに基づいた新たな福祉サービスの実施などを含めた目標を明確にし、それを実現するために、現状の計画に、職員の人材育成、保健や安全、保育環境の保全、地域の子育て支援や地域連携などの具体的なビジョンなどを加味し、把握できる範囲での収支の裏付けを明記した中・長期の計画を策定していくことを期待したい。

(中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定)

- ・行事計画を策定しているが、中・長期計画に基づいた単年度の事業計画は策定していない。
- ・中・長期計画の具体的な内容を反映させた、単年度の事業計画を策定し、それを実現可能とするために、把握できる限りの数値化を図り計画に活かしていくことを望みたい。

(事業計画の、保護者等への周知)

・行事計画として、入園のしおりや園だより、ホームページに明記し、保護者には、入園式で資料を配布して内容を説明している。また、行事内容に対する取り組みや内容をパンフレットにしたり掲示をして保護者に配布をしている。外国籍の家庭には、ルビ付きやポルトガル語での翻訳、翻訳機を用いたりして理解を促すようにしている。

・単年度の事業計画を策定した上で、それに基づいて、分かりやすい形式で文書化して配布をし、周知を図っていくことを期待したい。また、事業計画全体のまとめとして事業報告書を策定し保護者へ配布をし、次年度への協力や理解を促すようにしていくことを望みたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の第三者評価は新型コロナウイルス感染症の拡大により保育園の状況が例年とは違う中での受審でした。受審にあたり、全職員で保育園のマニュアルや資料の見直し、日々の保育を振り返ることができました。また、保護者アンケートにより、保護者の願いや、園に対する信頼を感じることができ、更に職員一同、資質向上のため一丸となって努力していかねばいけないと思いました。評価者の方から多くのご意見を頂き、普段の保育では気づかない点に気づくこともできました。また、中長期計画、事業計画については、なかなか十分な理解ができず曖昧なものになってしまっており、再度事業計画とはということを学べる機会となりました。

今後、職員間で検討を重ね事業計画の作成に反映させていきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 碧南市立保育園の保育理念と基本方針、保育目標が確立され、それを基に、日進保育園の本年度の重点努力事項が明文化されている。 ・ 理念や基本方針、保育目標は、福祉サービスの内容や特性などを踏まえて保育所の使命や目指す方向性が明記され、職員の行動規範となるような具体的な内容が示されている。 ・ 理念や基本方針は、保育園管理案や重要事項説明書、ホームページ、保育園のパンフレット、保育園だよりなどに記載されている。また、見やすいように表記した掲示物を、掲示板や職員室、保育室、遊戯室などに掲示し、視覚的な周知を図っている。 ・ 職員には年度当初、保育園管理案を配布し、会議や研修会、保育活動展開などの折に周知を図っている。会議に参加できなかった保育士や短時間雇用パート職員には文書を配布したり会議録の閲覧、主担当保育士により説明をしたりして、周知を図るようにしている。 ・ 保護者には、保育園の事前見学や一日入園、入園式や父母の会総会で資料を配布し、説明をしている。また、園長だよりを発行し折に触れて周知を図るようにしている。保育園見学者にはパンフレットを配布したり、市役所や児童センター、地域の公民館にも設置して広域的な情報提供を図っている。 			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ① b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市からの情報を得て、市全体の動向を把握している。また、青少年育成会議や教育懇話会、交通安全会議などの会議や公民館行事に参加し、情報交換や連携を図ることで地域の特性や変化を把握するように努めている。 ・ 保護者の就労状況や、小学区に幼稚園がないため、私的入所している家庭が多い。また、0・1歳児の受け入れを実施していないため、育児休暇明けで就労復帰をする保護者は兄弟別々の保育所に入所せざるを得なく保護者のニーズに適応しない状況にあるが、地域の住宅状況、家族構成や人口動態、保育ニーズなどを把握した日進保育園としてのデータ化や分析までには至っていない。 ・ 保育所が位置する地域での福祉に対する需要動向や子どもの数、保護者や子ども像の変化、保育のニーズなどは保育所の運営を長期的視野に立って進めていくために必要な情報となる。把握した情報の分析やデータ化をより明確に反映させ、運営の将来性や継続性を見通しながら、より良質で安心・安全な保育提供に努めていくことを期待したい。 			

I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 運営状況や保育の内容、組織体制や設備の整備、財務状況、職員体制や人材育成などについて、職員会議等で検討し、課題や問題点を明らかにして次年度に反映させるように努めているが、職員体制については、過年度より保育士の人員不足、保護者の求めるニーズの多様性や対応を課題としている。 ・ 職員の充足については、担当課と協議をしたり公募やポスターなどの掲示をしたりして、人員補充に努力をしている。限られた人的環境において、職員の勤務シフトの工夫やパート職員の活用により、保育に関わる準備や作業時間、事務時間の確保、休憩時間の確保、会議開催時間の工夫などをして、効率的で働きやすい環境の確保に努めている。また、施設の整備等について市と連携を図りながら計画的に改善をしていくように努めている。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 理念や基本方針の実現に向け、修繕や備品などの環境の充実、保育の質の向上や今後の見通しについての中・長期計画を策定し、必要に応じて職員へ周知している。事業の進捗状況は明示されているが、収支の裏付けはされていない。 ・ 中・長期計画は、保育の更なる充実や課題解決、地域ニーズに基づいた新たな福祉サービスの実施などを含めた目標を明確にし、それを実現するために、現状の計画に、職員の人材育成、保健や安全、保育環境の保全、地域の子育て支援や地域連携などの具体的なビジョンなどを加味し、把握できる範囲での収支の裏付けを明記した中・長期の計画を策定していくことを期待したい。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ b ・ ③
<コメント> ・ 行事計画を策定しているが、中・長期計画に基づいた単年度の事業計画は策定していない。 ・ 中・長期計画の具体的な内容を反映させた、単年度の事業計画を策定し、それを実現可能とするために、把握できる限りの数値化を図り計画に活かしていくことを望みたい。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 保育の事業計画や行事計画などの策定においては、職員の参画を得て会議等で意見を集約したり、反映させたりして策定している。 ・ 実施状況を事業ごとに進捗状況を把握し、定められた時期に評価や見直しをし、次年度の計画に反映させていくことを願いたい。		
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 行事計画として、入園のしおりや園だより、ホームページに明記し、保護者には、入園式で資料を配布して内容を説明している。また、行事内容に対する取り組みや内容をパンフレットにしたり掲示をして保護者に配布をしている。外国籍の家庭には、ルビ付きやポルトガル語での翻訳、翻訳機を用いたりして理解を促すようにしている。 ・ 単年度の事業計画を策定した上で、それに基づいて、分かりやすい形式で文書化して配布をし、周知を図っていくことを期待したい。また、事業計画全体のまとめとして事業報告書を策定し保護者へ配布をし、次年度への協力や理解を促すようにしていくことを望みたい。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の資質向上や保育サービスについて市として組織的に第三者評価を順次受審し、課題を改善している。保育所においては、第三者評価受審該当園ではなくても毎年「保育の自己チェックリスト」を活用し、自己評価を行い保育所としての傾向をまとめている。また、年度当初に保育に対する目標や運営方針を立て、職員の個人面談で課題の整理や改善に向けて検討する機会や園全体で検討する場を設け、園の保育に反映させるようにしている。今後第三者評価機関の結果をもとに、課題の整理や改善に向けて園全体で検討していく方向にある。 ・過年度にも第三者評価を受審し、その結果を基にして組織的、継続的に保育の質の向上に取り組み、改善の努力をしている。 			
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っている。 ・自己評価や目標計画について、保育所として傾向などをまとめ、結果を分析し課題を示し、改善策を園の保育に反映していく努力をしている。 			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い保育の実施や効率的な運営を目指し、施設長自らの役割と責任について文書化し、年度当初職員会議において口頭で表明をしている。表明文書は会議録にファイルしている。また、保育園管理案の運営機構に基づいて会議で職務等を体系的に表明し、職員に周知を図るようにしている。 ・平常時のみならず、災害や事故等の有事における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等については周知をしているが明文化されていない。 ・表明文書を職員室などに掲示をして、自己の振り返りや確認の機会としていくよう期待したい。また、平常時のみならず、災害や事故等の有事における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等について明文化していくことを願いたい。 			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、施設長自ら最新情報を入手したり、書籍で勉強をし、その内容を職員に提供している。また、基本的な関連法に關した資料を収集しリスト化し、閲覧できるようにしている。必要に応じて、資料を配布して内容の確認や検討する機会を設け、理解を深めるように努力をしている。 			

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	(a)	b · c
<コメント> ・基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組み、人材の育成など施設長自ら積極的に取り組んだり、主任保育士と連携を図り取り組んでいる。また、会議や保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行っている。 ・「心身ともに健康で、よく遊ぶ子ども」を掲げ、継続的な保育実践を通して、施設長自ら保育士の資質や保育力を高めるためにモデリングを示しながら指導力を発揮している。また、「より質の高い保育を目指して」を本園の研究テーマとして掲げ保育の内容を高めるようにしている。			
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a	(b) · c
<コメント> ・経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の情報を共有し、改善に向け努力を重ねている。また、基本方針や保育の実現に向けた人員配置、就業時間内での保育事務処理や教材準備、短時間保育士や保育アシスタントによる業務補助、職員のメンタルに配慮して相談しやすい環境の確保など働きやすい環境整備に職員の意見も取り入れながら取り組んでいる。			

II-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果			
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a	(b) · c
<コメント> ・市の方針に基づき必要な人材や有資格者、人員体制が整い、保育園の具体的なプランに基づいた人事管理が実施されている。また、子どもの遊びや保育の専門性を高めるための研修等、保育園が目指す保育サービスを充実させるための具体的なプランを有し、必要に応じて人材を確保するように努めている。 ・保育ニーズや年齢別園児数に対して、適正な職員数が確保され、理念や基本方針、事業計画を実現させ、質の高い保育の実施可能な体制となっているが、より良質な保育を目指しての人員の確保を課題として公募や保育士養成校への依頼、潜在保育士の発掘などにも寄与している。 ・障がい児に対して、加配の保育士の配置や保育アシスタントまた、保育に直接関わらない事務員も配置されている。			
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	(b) · c
<コメント> ・職員の育成や活用、処遇、人事考課制度に基づく評価などが総合的に実施され、目標管理制度の面談などで、保育所における理念や基本方針に基づいた「望ましい保育士像」を明確にさせている。 ・行政の考課基準に基づいた人事考課を導入し、職員に明示し実施している。個人面談などを通して、成果や貢献度を評価している。 ・結果のフィードバックを行い、任用や給与等処遇に反映させ、公正な人事管理システムを実施している。			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政管理の下に、有給休暇、子の看護や療育などの特別休暇、育児や介護休暇、部分休業、時間外、疾病状況等職員の就業状況を把握し、データ化をしている。職員の希望休暇を確保している。また、行政の福利厚生や健康診断、人間ドック等の健康維持の推進事業の他に、非常勤職員においても、健康診断の機会が確保されて利用をしている。 ・ 職員の就業状況や意向、意見等について、主任保育士を窓口にして施設長と連携し、個別に職員との面談や相談に応じるようにしている。 ・ 働きやすく良好な職場環境を目指し、サポートを必要とする職員に対して保育カウンセリングやメンタルヘルス相談を受けられる仕組みが整えられ、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境作りに心がけている。 		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員一人ひとりに、期待する職員像や課題について話し合う機会を持ち、人材育成に努めている。また、個別面談を通して進捗状況を把握したり助言をして、職員一人ひとりの意識やモチベーションを高め、知識や経験等に応じて具体的な目標を設定して保育が行えるような取り組みをしている。 		
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉓ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の研修計画を基に、職員の研修目的に合った研修に参加できるようにしている。技術水準や専門性の向上に向けた自主的な研修についても情報を収集し、積極的な参加を推進している。 ・ 保育士の資質や保育力を高めるために、子どもの理解を深める公開保育やビデオ研修を実施して行くことを検討している。 		

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士の経験年数や保育の資質向上に関わる研修への参加や調理員等専門的分野における知識、技術、技能等の水準、資質、力量の向上に向けた研修や個別指導も実施している。また、園内においては、「より質の高い保育を目指して」を研究テーマとして、保育の目的に応じた研修を実施している。 ・ 研修報告書を作成し、職員会議等で報告をしている。また、当該職員も含め研修報告を受けた職員が、研修成果を保育内容や業務に反映させている。 ・ 研修成果の評価や分析、職員一人ひとりの知識、技術水準などの状況が把握できる報告書作成の検討も期待したい。 		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受け入れにおいて、実習依頼校と覚え書を取り交し、実習における責任体制を明確にした上で、実習マニュアルに沿って事前のオリエンテーションを行い、受け入れをしている。また職員会議等で職員に説明をし、適切な体制で行われるようにしている。 ・ 実習生の意向や自己課題を聞き、実習生自己評価票を用い課題達成に向けた指導を行い実習生の育成を行うようにしている。施設長や主任保育士を実習指導者として実習指導担当者も含め、部分実習、一日実習などの実習実務や保育内容等の指導や助言、相談などを行っている。実習希望者は、実習体制が整えば全て受け入れている。 		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページや保育園管理案、重要事項説明書、パンフレット、園だより、掲示板等で保育所の理念や基本方針、保育内容や事業計画が公開されている。また、保育所で行っている活動状況を印刷物等で配布をしたり、アンケートを実施し、結果を紙面で報告している。 ・ 苦情・相談の体制についても、園内や掲示板に掲示し、保護者や地域に公表している。また、保護者から受けた相談など、必要に応じて担当課に報告をするようにしている。 ・ 第三者評価受審について、保護者に公表をしている。受審結果についての公表を予定している。 ・ 保育所の基本方針、保育内容や事業計画等について、地域での会議や行事等で明示したり説明をしたりして、保育所の存在意義や役割を明確にしていくように努めている。 		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の監査委員による監査を定期的に受けており改善課題は速やかに改善をしている。財務状況以外に保育所の運営機構や事業内容等についての監査も実施されている。 		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	③ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えについては保育園管理案や保育の全体的な計画に位置付け、実践活動として実施している。また、施設長は青少年育成会議、交通安全会議、神社総代との情報交換など地域の会合や公民館行事に出席をし、学校関係者や民生委員、町内会総代など地域の代表との情報交換をし、地域との関わりを図るように心がけている。 ・ 公民館祭りやイベントに園児の作品の展示や歌や遊戯などを披露したりして交流をしている。地域の老人会とは、ふれあい農園での玉ねぎやサツマイモなどの収穫体験や七夕会への招待、花農家による花育など地域との交流を広げる取り組みをしている。 ・ 地域の未就園児の親子を対象とした保育園行事への誘いかけなど幅広い触れ合いや交流を図っている。また、社会資源の情報提供として、地域の情報誌や地域のポスターなどを掲示し広報活動をしている。 ・ 市内や市外の中学校との職場体験の受け入れや小学校見学を通して学校との交流を図っている。 		
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受け入れマニュアルや登録簿を整備し受入体制を整え対応している。 ・ 中・高校生などによる保育ボランティアや職場体験、大学生のインターンシップなどの受け入れをしている。老人会とはふれあい農園の作物育成ボランティアとして受け入れをしている。 ・ 保育園管理案の運営機構にはボランティア受入担当者が明示されていないので、トラブルや事故の未然防止や有意義な機会とするために、ボランティア受入担当者を明示し、マニュアルに基づいてボランティアへの研修なども実施されることを期待したい。 		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当課を初め医療機関、児童相談センター、療育センターや支援センター、発達支援施設、小学校、主任児童委員、嘱託医等保育園を中心としたネットワーク体制ができており、地域との関連図を作成し職員室に設置し、会議等で説明して共有を図っている。 ・ 保護者にはファミリーサポートや療育センター等の資料を用意し、必要に応じて関係諸機関や施設の情報を提供している。 		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みが行われている。	保26	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や校区で定期的開催される会議や地域行事などに出席すると共に老人会などの交流、園庭放は地域との情報交換の場となっており、協力関係を保つ中で地域の具体的なニーズの把握に努めている。 		

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未就園児の親子を対象とした一時預かり（プチ保育）の併設や園庭開放実施されている。また、必要に応じて休日保育やファミリーサポートなど保護者に紹介している。 ・ 保育園や地域の親子を対象とした相談事業や食物アレルギーを有する子どもへの家庭支援など入所している親子を対象とした事業を実施している。 ・ 災害時における帰宅困難時の水や食料などの備蓄品も備えている。 ・ 地域の公民館などを利用して出前講座などを開催し、子育てに関することや幼稚園と保育園の違いなど専門的な情報を提供する機会を設けていくことを期待したい。 		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施方法が明示され、保育室や職員室に掲示し、職員会議等で共通理解を図るようにしている。また、人権保育指針や「保育士としてのマナーと心得」などを読み合わせ、子どもの人権に配慮し、子どもの一人ひとりの人格を尊重して保育を行うようにしている。 ・ 子どもの人権や文化の違い、尊重する心、性差への固定概念などについて人権保育や人権保育指針などを基にして共通理解を持つように努めている。 ・ 子どものみならず保護者の人権や国籍、文化、生活習慣、考え方の違い、相互に尊重する心などを職員間で共通理解しそれぞれの人格を尊重した保育に取り組んでいる。 ・ 保護者には、保育参観や行事などの折に具体的な場面や実態に合わせ話をするように心がけている。 		
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	保29	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」に関する利用者のプライバシー保護については、市のマニュアル「子どもの人権について」を基に、会議等で説明をしたり、読み合わせをし、保育姿勢や意識的な事項等を保育場面に照らし合わせ周知を図るようにしている。 ・ 排泄や着替えなどの生活場面におけるプライバシー保護についても、年齢や保育場面に応じて環境や方法の工夫をしている。 ・ 子どもや保護者のプライバシー保護や権利擁護については利用者尊重の基本であり、利用者が他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければならない。個人情報保護とは区別をし、多国籍の入所に伴う文化や習慣、地域状況、家庭状況や保育の場面に応じた留意事項等に基づき、既存のマニュアルや規定の見直しを図り、職員間で周知徹底し運用していくことを期待したい。 		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページや入園時の書面、園だより等でサービス提供に関わる情報提供を行っている。 ・ 保育園の園紹介パンフレットを市役所や児童センター、公民館などに設置し、情報を広域に提供している。保育園の見学希望者は、随時受け入れ、電話等の対応もしている。 		

Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政により、入園決定に関する書面や保育サービス等を明示した資料を保護者に配布している。 ・ 入園説明会において、入園のしおりに基づいて説明をし、同意を得ている。また、内容の変更時には、保護者等に資料を配布し分かりやすく説明をしたうえで同意を得ている。スポーツ振興センターの加入や個人情報等について説明し、同意書を得ている。 		
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退園や転園、保育サービスの変更等に関する文書の取り交わしは行政で行われている。また、転園児については個人情報を考慮し必要に応じて保育に関する情報の提供をし、サービスの継続性に配慮している。 ・ 保育終了後も相談等に応じることを口頭で説明をしている。 ・ 保育所利用の終了後も、子どもや保護者等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、口頭だけではなく、書面でも伝える環境を用意し保育の継続性を確保していくことを期待したい。 		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動会や生活発表会などの行事参加、保育参加などの機会を設け、直接意向や要望を聴くようにしたり、アンケートを実施し分析結果を保育園だよりの中に記載して公表している。また、個別懇談会の実施、意見箱の常設、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーション、保護者会への出席などを通して意向を把握するようにしている。 ・ 子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談にも応じている。外国籍の保護者には必要に応じて市の通訳を介して意向を把握したり、ポケットトークを用いて対応をしている。 ・ 得られた意向や要望等は、定期的な会議で分析や検討をし、結果や改善等を文書や口頭で保護者に伝えるように努力をしている。 ・ 子どもからは、保育の場面で意見を聞いたり反応を観たりして、子どもの思いや意見が反映できるように計画を見直し、実践に繋げるようにしている。 ・ アンケート実施については、実施の目的を明確に示し、実施の内容や方法、時期などを見直し、多くの保護者がアンケート調査に容易に参加できるような工夫を考慮していくことを期待したい。 		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情解決の体制が確立され、市の苦情意見対応マニュアルも策定されている。重要事項説明書や入園のしおり、園だよりに明記し、掲示板にも掲示し周知を図っている。また、仕組みについて入園説明会時に保護者に書面で説明をしている。匿名や無記名などのアンケートも実施し、保護者が苦情を申し出やすいように工夫をしている。 ・ 苦情や相談が生じたときは苦情受付書に記録をし、苦情意見対応マニュアルに基づき対応策等を保護者等にフィードバックしている。 		

Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を設置し、日常的に接する担任以外に、複数の相談方法や相談相手があり、相談や意見を述べることを園だよりに明記し、口頭でも保護者に周知している。 ・登降園時に挨拶を交わし、園児の受け入れをしながらコミュニケーションを図っている。意見箱も設置し、自由に投稿できるようにしている。また、相談者のプライバシーを配慮し、個室で相談を受けるようにして環境を整えている。相談記録に記載し、内容によっては職員間で共通理解をしている。 		
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情に限定されない保護者からの意見や提案への対応マニュアル等は整備されていないが、書面に記録している。また、日常的なコミュニケーションによる平易な事項等について、口頭での報告や必要に応じて伝言ノートに記録をするようにしている。寄せられた意見や提案は適宜、職員間で話し合い、迅速に対応するように努めている。保護者には経過や結果をフィードバックしていくようにしている。 ・保護者からの相談等については、対応の差異などが生じないように対応マニュアルを整備して事項を共有し、迅速な対応をしていくことを期待したい。 		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の対応や不審者対応等について、市の安全に関するマニュアルを基に、会議等で職員に周知徹底を図っている。また、保護者にも周知し理解を広げるようにしている。 ・子どもの安全確保に関する担当者や担当部署を設置し、定期的な会議で安全確保に関する検討を行い実施する体制を整えている。 ・不審者対応については会議等で周知を図り、不審者侵入の想定や地域情報を基にしたシミュレーションを行ったり、不審者対応の引き取り訓練を実施し、園児の安全確保を心がけている。 ・事故や怪我の発生時だけではなく、子どもを取り巻く環境の安全に関する事例や種々の点検を通して、会議等で発生要因を分析し防止策を検討し、安全への配慮や事故防止に努めている。 ・事故防止チェックリストなど施設遊具や保育環境等の安全に関する各種のチェックリストがあり、チェックリストを基に子どもを取り巻く環境の事故防止について会議で共通理解を図っている。また、チェックリストに基づき、職員と共に危険個所の早期発見や修復に努め、危険回避をしている。園児には、視聴覚教材や散歩、各訓練や指導等を通して安全教育を定期的実施している。 ・ヒヤリハット事例について検討をし、怪我の状況や危険個所などの分析をしてデータを取り、安全の確保や危険予知などの共通理解を深めるようにしている。また、遊具や備品の安全性の確保に向け、定期的に専門機関に点検を依頼し、そのリスクに対しては、早急に対応し安全確保に心がけている。 		

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市のマニュアルを基に、感染症に関する予防や発生時マニュアルを整備し、職員に配布し周知を図っている。また、定期的に市から保健だよりが発行されている。 ・保護者には、発病時における状況や対策、感染予防に関する対策などの文書を配布したり、掲示板に掲示したり、登降園時に口頭で保護者に周知している。また、「嘔吐対応手順」に基づいて、嘔吐物処理セットや嘔吐缶をトイレなどに用意し適切な対応をして、二次感染を防ぐようにしている。各保育室や遊戯室、職員室には嘔吐マニュアルを掲示し対応用品を備え、適切な対応ができるようにしている。 ・食中毒は、対応マニュアルに従い、子ども課や保健所等に連絡を入れ連携を図るようにしている。 ・コロナウイルス感染症対策として、日々の生活の中での消毒や換気、人の距離や位置関係等の対応を検討して環境を整えている。食事時に距離間が保てるように席の工夫をしたり、ペーパータオルやアクリル板の導入、空気清浄機や加湿器などを整え対応に心がけている。 		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市のマニュアルを基に、災害発生時の対応や体制が明確に示された保育園のマニュアルを整備し、災害時に対応できるようにしている。それに基づいた訓練も毎月実施され、見直しも行われている。園舎の耐震対策や防災対策が施されている。 ・保護者に災害時の対応について話し合う機会を設けたり、書面の配布により周知を図っている。保護者の協力を得て災害時の引き取り訓練の実施や園より碧南市防災メールのテスト配信を行い災害時のシミュレーションを行っている。また、保育園を含む地域が洪水浸水想定地区であることが判明し、防災課の協力の下、避難場所の変更や引き取り時のタイミングなどの変更をし、保護者の了解も得ている。今後、洪水浸水の避難訓練を実施していく心積もりになっている。 ・災害発生時における保護者の帰宅困難の対応時に備え社会福祉協議会管理の元に、水や食料、毛布などの備蓄保管や備蓄の種類、数量、保管場所などのリストなどを明確にしている。 		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「標準的な保育の実施方法」が文書化され、それに基づいた個々のサービスが実施されている。子どもの具体的な場面や子どもの年齢、発達、保育内容、指導計画との関連性や妥当性について職員の共通理解を図り、共通の対応で実践されるように心がけている。 ・職員会議等によって職員に周知され、保育計画との突き合わせや実施状況の確認は、定期的に保育等の検討会で行われている。 		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の記録や保育計画、指導計画等は、年度当初、年度末等定期的に検証し見直しがされている。また、他の標準的な実施方法は定期的、保育内容ごとに見直しがされている。それぞれの実施方法の見直しは検討会において職員の意見や提案等が反映されている。 ・保護者の意向を把握し、意見や提案を反映していくように努力をしている。 ・計画と実践状況との見直しはされているが、保育士間での実施の手順や方法の妥当性などについての検証等も、保育の質の向上という観点から考慮していくことを期待したい。 		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保42	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもや保護者の身体状況や生活状況を把握して個別に記録をし、定期的に見直しをし、指導計画に反映させ保育実践に繋げるようにしている。 ・ 保育指針を基に、子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握を考慮し、子どもの発達状況を見通し、生活や遊びの連続性や環境、季節の変化などに配慮して保育計画や指導計画を職員参画の下で策定している。また、3歳未満児や障がいのある子どもについては、個別の指導計画を策定している。 		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育計画は、職員が参画し年度末に見直し次年度に反映させている。保護者には入園式で説明し、同意を得るようにしている。 ・ 各指導計画においては、定期的又は毎月・週・日ごとに評価・見直しを行い、次回へ反映させている。また、実際の保育に際しては、子どもの状態や状況に応じて、柔軟的に指導計画の変更を行い、見直しをするようにしている。 		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保44	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況、安全衛生、食育、危機管理等についての各記録が適切に記載されており、全ての職員に情報の共有化を図り周知している。 ・ 保育の記録や保育所児童保育要録の内容や書き方に差異が生じないように手引き書を参考にして記載し、施設長や副園長が点検、指導を行い、明確な記載が保てるように努めている。 ・ 子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、保育の実際について、定期的に職員会議や年齢ごとに検討をし、職員間で情報の共有を図っている。 		
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉔ ・ b ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもに関する記録の管理について、個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定に基づいて適切な管理が行われている。また、職員に対し文書の取り扱いや個人情報保護の研修をしたり、ガイドラインなどで周知をしている。また、守秘義務の遵守についても周知徹底を図っている。保護者には、個人情報の取り扱いについて説明をしている。 		

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標にも基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画の作成をしている。	保46	①	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針に示されている趣旨を踏まえ、市の保育の全体的な計画が作成されている。市の保育の全体的な計画は、子どもの発達過程や子どもと家庭の状況、地域の実態を考慮して編成している。それを基に、日進保育園の基本方針や目標、保育園を取り巻く環境、保育園の特性や特徴をより具体的に加味し、子どもの遊びや生活を通して、「心身共に健康で、よく遊ぶ子ども」を目指して、心と体のバランスのとれた保育内容を編成している。 ・保育の全体的な計画については市の保育の全体的な計画のため職員参加で編成はされていないが、それを基に日進保育園の保育のねらいや内容を加味した保育の全体計画を職員参画のもとに策定し、定期的に評価し次の編成に生かすように努力をしている。 			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(1)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a	② · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・室内の採光、換気、温度、空気の清浄などに配慮し清潔で明るく過ごせるように心がけている。また、トイレや遊具、用具なども安心して使えるように改修や修繕、修理などをして環境を整え、安全への工夫がされているが、2歳児や一時保育児が使用するトイレ環境の整備を期待したい。 ・玄関ホールには図書コーナーが設置され、椅子に腰掛け子ども同士で絵本を見たり、好きな本を保護者と選んで貸し出しを受け家庭でも楽しめるようにしている。 ・保育室環境はコーナーが設定され、大型玩具や用具、絵本や教材が年齢や人数に応じて整い、遊びの広がりやくつろぎが確保され、家庭的な親しみが醸し出されている。 ・生き物を飼育したり、草花や身近な野菜などを植えたり、季節感が漂う子どもの作品を展示し、保育環境の工夫がされている。また、食事時には整理整頓を適切に行い、食事の空間を確保している。 ・屋外の遊具や砂場などは、定期的に点検をしたり修繕をしたりして安全や清潔を確保し、安全に遊べるような環境を整えている。2歳児が安心して遊べる砂場なども設置されている。 ・子どもの心情や状態に応じて、落ち着いてくつろげることのできる場が確保され、保育士が子どもの身近にいて穏やかに応じている。 ・保育室から屋外を一望でき、広い園庭の活動状況も把握でき安全性も確保されている。 			
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a	③ · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、職員間で話し合い、理解を深めるようにしている。また、それぞれの子どもを受容するための援助活動を指導計画に位置付け、実際の保育場面の対応や言葉かけにも子どもをよく受容するように努めている。 			
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a	④ · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりの発達を把握し、食事や着脱、清潔、睡眠、排泄などの基本的な生活習慣、健康増進のための習慣や態度を身につけられるように、子どもの状況を配慮し、強制や制限をせず、一人ひとりの子どものリズムや気持ちに沿った関わりをし、子どもが達成感を味わえるようにしている。 			

A-1-(2)-④ こどもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、好きな遊びができるコーナーや自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、子ども同士で協同して遊びを造ったり進めて行く機会が提供されている。当番活動なども年齢に応じて子どもが役割を果たせるような取り組みが行われている。 ・自然発生的に異年齢で遊んだり、遊びや生活を通して意図的に異年齢で交流できるような環境や保育の内容を設定し、異年齢の関わりを大切にしている。 ・戸外や室内で遊ぶ空間も確保され、子ども自ら進んで身体を動かして遊んだり、様々な遊具や用具を使った遊びを楽しむ環境が整えられている。木製の大型遊具での遊びは冒険心をくすぐる人気の遊び場となっている。 ・園庭には、樹齢を重ねた桜やどんぐりの樹、四季を感じる花壇があり、保育園に居ながらにして四季の変化を感じ取れる環境にある。かぶと虫やザリガニ、メダカなどの飼育や、草花や野菜の栽培などを通して生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。また、食育計画を基に、夏野菜などを収穫し、皮を剥くなどの体験をして、給食に取り入れた保育に取り組んでいる。 ・公民館祭りに園児の作品を展示したり、老人会とふれあい農園を介して収穫体験をしたり、七夕会に招いて歌やゲームなど遊びや食事会など交流を広げる取り組みをしている。また、消防署の見学やバスを利用して水族館や交通公園へ行ったり、農業収穫体験施設で大根や人参の収穫体験をするなど、公共の場での交流や地域の人々と積極的に関わられるようにしている。 ・小学校とは、5年生との遊びの交流や小学校見学などを通して交流を図るようにしている。コロナ禍においては、リモートで交流を図っている。 		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当外項目 		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1歳児保育は実施していない。 ・子どもの発達や発育に応じた生活や遊びができるように、年齢別に保育室を確保し、安全で清潔な環境や遊具、用具などを設置している。また、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育に心がけている。 ・2歳児の子どもの発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が身につくように配慮し、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して子どもに関わるようにしている。 ・子どもの自己主張や自我の育ちを支え、子どもの気持ちを受け止めるように個別の関わりをしている。 ・人や物への探索行動が存分にできるように安全に配慮しながら環境を整え、自発的な遊びができるように子どもの状況を観ながら関わるようにしている。また、2歳については、3歳児移行を見越して、幼児の遊びや集会への参加を無理なく経験できるようにしている。 		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	⑦ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各保育室とも安全で清潔な環境を整え、それぞれ年齢に応じて自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。 ・それぞれの年齢の発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。 ・保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け、それに基づいて保育が展開されている。また、5歳児は遊びの中で、表現遊びや体育的要素の遊び、楽器などの表現的遊びについて、子どもが自信を持ってチャレンジし、楽しみながら課題に挑戦するようにしている。 		

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気になる子や特別支援を要する子どもについては個別指導計画を立て個別記録を取り、ケース検討をして共有を図り、子どもの状況に応じた保育をしている。また、言語聴覚士や作業療法士の訪問や指導、助言も受けている。保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、子どもの状況や発達課題等についての情報を共有し認識の相違がないように努めている。専門機関や医療機関、保育所訪問指導などの紹介をしたり、保護者に同意を得て専門機関への同行もしている。生活場面では、表示を分かりやすくしたり生活や活動への見通しが持てるような配慮に努めている。 ・ 保育の中での支援について、また、保育士間での保育方法の共有や子ども集団への参加などについて相互に検討する機会を図ったり、気になる子や特別支援を要する子どもが、他の子どもとの生活を通して共に成長できるように、その子どもの生活や遊びがクラスの指導計画の中で位置づけ、指導計画と個別記録との記録内容がより明確で整合性のある内容になるような工夫をしている。 		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間にわたる保育を利用している子どもの発達や年齢、平日や土曜日などに応じた保育計画を作成し、それに基づいた環境を整え、ゆったりとした保育を行うようにしている。子どもの状況について、職員間の引継を文書で明確に行い、子ども一人ひとりの気持ちに沿うような保育に心がけている。子どもの思いに沿ってゆっくりと寛いだり、異年齢でも遊べるような環境を工夫し、子どもが安心して心地よく過ごせるようにしている。保護者への連絡は、口頭や文書、電話または、状況に応じて直接担任が伝えるようにしている。 ・ 保護者以外の迎えや担任と直接話す機会の少ない保護者との連絡事項の伝達方法や連携方法に配慮をしている。 		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自尊感情の育みや協同的な活動を通して社会性を養う、知る楽しみや好奇心の助長など学びに向かう基礎作りを、遊びを通して行っている。また、生活や遊びを通して文字や数の認識を促す活動をしている。 ・ 小学校の見学会や5年生との遊びの交流の機会などを設け、小学校への期待が持てるような活動を取り入れているが、コロナ禍においては、オンラインでの交流を実施している。 ・ 入所している子どもの就学に際し、「保育所児童保育要録」に基づき個々の資料を作成して小学校に持参し、必要に応じて子どもの生活や発達の連続性を踏まえた情報交換を行うように努力している。また、幼稚園・保育園・小学校・中学校との合同会議や研修などに参加する機会がある。 ・ 保護者には保育参観で子どもの様子を観る機会があり、その中で施設長は小学校以降の生活を見通せるような話もしている。 		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康管理に関するマニュアルがあり、これに基づいて子ども一人ひとりの健康状態に応じて適切に対処している。また、子どもの健康管理は、入園時に健康記録や生活状況に基づいて個別的に把握している。既往症やアレルギー、予防接種の状況等については保護者からの情報を得て管理し、対応の配慮を行っている。日々の怪我や体調不良、感染症等について記録をし、状況について職員間で共有している。乳幼児突然死症候群について職員に周知し、睡眠時に年齢に応じて適切にチェックをし、対応をしている。 ・ 保育時間内での体調の変化については施設長、主任保育士、担当保育士が把握し対応している。状態に応じて柔軟な保育を実施し、保育園での健康状態を保護者に伝え、降園後の対応にも配慮している。また、職員にはマニュアルを配布し、必要な知識等を習得できるように会議で周知を図っている。 		

A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断、歯科検診を定期的に受診し、その結果を記載して保護者に伝えている。受診の結果は個人情報であることを留意して、守秘義務が遵守されるようにしている。また、嘱託医とカンファレンスをし、子どもの健康管理についての情報交換を行っている。 ・健康診断や歯科検診の結果を職員で共有し、日々の手洗いやうがいなど保育の場面に反映させている。歯科衛生士の協力を得て歯磨き指導やデンタルケアについての話を実施している。 		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患を持つ子については入園時にアレルギー調査を実施し、医師の診断書や指示書を得て保護者、施設長、主任保育士、また状況に応じて栄養士を交え面接を行っている。 ・給食実施においては保護者や施設長、主任保育士を交え、献立表を基に保護者の意向を聞きながら綿密な打ち合わせを行い、調理員と連携し除去食や代替え食の対応をしている。また、日々の保育では、施設長や主任保育士、調理員、担当保育士が綿密な連携を図り対応をしている。アレルギーの症状に応じて、職員の見守りを受けながら食事をしている。 ・会議等で全職員にアレルギー疾患についての必要な知識や情報を周知させ、実際の保育については徹底した対応がされるようにしている。また、今年度、アレルギーやエピペンについて、保育の研究内容として学ぶ機会を持っている。 		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉒ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康な生活を送るために、食物に関心を持たせながら豊かで正しい食体験を積み重ねていくことを目標に、保育内容の一環として食育指導計画を作成し、子どもが食事を楽しむことができる工夫や取り組みをしている。 ・ふれあい農園でジャガイモや玉ねぎ、サツマ芋の収穫体験をしたり、農業収穫体験施設で大根や人参の収穫体験をしている。保育園の菜園では夏野菜の栽培や収穫をしてとうもろこしの皮剥きやそら豆のさや剥きなどの体験をしたり、収穫物を持ち帰り家族で食する機会を作っている。また、発育期にある子どもの食事の重要性や食材の活かし方などを登載した毎月の献立表を配布したり、サンプルを掲示したりして栄養や味付け、量、食べ方など「食」の大切さを保護者に伝える取り組みをしたり、保育参加の中で給食試食会も実施している。 ・食事環境を清潔に整え、会話を楽しんで食事したり、年齢に応じて片付などに参加できるように配慮している。体調や個人差、食欲、年齢に応じて食事量も配慮している。 		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉓ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の管理栄養士による献立に基づいて、自園で調理をしている。年齢や行事、季節感のある献立や、郷土の食材を生かした人参ごはんや碧南焼きそばなども人気のメニューであり、子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。 ・職員も子どもと一緒に食事をしながら、嗜好や食べる量、残食などを把握し、調理員と連携を図り、食事内容や調理の工夫に反映させている。 ・衛生管理体制を確立し、マニュアルに基づき衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。 		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入園式や父母の会総会、行事、懇談会などの機会に保育の全体的計画や日々の保育の意図について説明をし、共通理解を深めるようにしている。また、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションや掲示板などを通して意向を把握したり、毎月の園だよりや個々のたよりなどで、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるように支援をしている。また、日々の保育内容や子どもの様子について、掲示板に記載したり写真を掲示している。 ・ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。 			
A-2-(2) 保護者の支援			
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人懇談会、保育参観、運動会や生活発表会等行事参加の機会を定期的に設け、保護者と話し合う機会を作り共通理解を深めるようにしている。 ・ 子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じたり、必要に応じて保育カウンセラーと連携を取るようになっている。 ・ 意見箱も常設しており、保育参観や行事の後に、保護者向けのアンケート調査を実施し、保護者と共通理解を得るための機会としている。 			
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	㉒ ・ b ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に対して、虐待に関する理解を促すための取り組みや対応等についての市のマニュアルが整備され、日常の送迎や保護者とコミュニケーションを通して早期発見に努め、状況を詳細に記載するようにしている。 ・ マニュアルに基づく研修を行い、虐待の疑いが生じた場合は、直ちに主任保育士や施設長に伝え、情報や状態を確認した上で、行政や児童相談センター、警察などの関係諸機関に照会や通告をする体制を整えている。 			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育に関わる計画や記録と保育実践を、保育の資質向上や保育サービスについて定期的に自己評価を行い、改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っている。 ・ 自己評価の内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、保育園の評価として積み重ね、改善計画や改善策を園の保育に反映していく努力をしている。 			